

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|---|
| 子育て支援 | <p>高校生世代の医療費助成</p> <p>対象者：高校生世代</p> <p>内 容：令和5年4月1日より子どもの医療費無料化を高校生世代(18歳の年度末)まで引き上げ、自己負担分を助成する。</p> <p>問合せ：《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-47-5140</p> |
| | <p>国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成</p> <p>対象者：国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者</p> <p>内 容：短期人間ドック健診費助成 助成額 日帰り：20,000円</p> <p>問合せ：《保険年金課 国保係》 TEL：0276-47-5138 《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-47-5140</p> |
| | <p>妊婦歯科健康診査助成</p> <p>対象者：妊婦</p> <p>内 容：妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生の向上のため、妊娠届出時に受診票を発行し、妊婦歯科健康診査を1人につき1回(4,375円)の健診費用の助成を行う。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-80-1152</p> |
| | <p>多胎妊婦健康診査助成</p> <p>対象者：多胎妊婦</p> <p>内 容：多胎妊婦の妊婦健康診査における経済的負担の軽減のため、多胎妊婦に対し、妊娠届出時に多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業受診票を5枚(1枚につき5,000円)追加発行し、妊婦健康診査の一部助成を行う。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-80-1152</p> |
| | <p>産前産後サポート事業</p> <p>対象者：① 妊産婦及び新生児 ② 妊婦又は産後4か月未満の産婦 ③ 妊産婦及び就学前の子どもの保護者</p> <p>内 容：① 妊娠中の妊婦宅及び出産後27日以内の新生児・産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期の不安解消や相談支援を行う。 ② 産前・産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な方に、産前産後サポーター(有償ボランティア)を派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う。(有料) ③ 子育て支援モバイルサービス(多言語対応)により、妊娠中から子育て期に関する様々な情報を提供する。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-80-1152</p> |
| | <p>産後ケア事業</p> <p>対象者：産後1年未満の産婦及び乳児 (デイスアービス型：産後3か月未満、アウトリーチ型：産後1年未満)</p> <p>内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により乳房ケアや育児相談等の支援を行う(有料)。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-80-1152</p> |
| | <p>こども誕生祝金</p> <p>対象者：新たに出生した子どもを養育し、かつ、引き続き本市に在住する父又は母</p> <p>内 容：新たに出生した子どもに対してお祝い金を支給する。 支給金額 ① 第1子・第2子 館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)1万円分 ② 第3子以降 館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)11万円分</p> <p>問合せ：《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0276-47-5135</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p>放課後児童クラブ保育料軽減事業</p> <p>対象者： 次のいずれかの世帯に属する放課後児童クラブの利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯 ② ①に属する母子等の世帯 ③ 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯 ④ ③に属する母子等の世帯 <p>内 容： 対象者が属する世帯の所得状況に応じて、保育料の1～3割を補助する。(月額3,000円を限度とする)</p> <p>問合せ： 《こども課 幼保支援係》 TEL：0276-47-5172</p> |
| | <p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者： 以下の①又は②に該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年3月1日から令和6年3月29日までに婚姻した夫婦であって、以下のすべてに該当する夫婦 <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下 ・夫婦の直近の所得の合計が500万円未満 ・申請日において、夫婦のいずれかが市内の対象物件に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている ・市税の滞納がない ・過去に本補助金及び他の自治体による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない ・館林市わくわく地方生活実現支援金の交付を受けていない ・補助対象費用についてほかの公的な制度による支援を受けていない ・館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない ② 令和4年度に館林市結婚新生活支援補助金の交付を受けていて、令和4年度の補助金交付決定額が30万円未満の夫婦 <p>内 容： 令和5年4月1日から令和6年3月29日までに実際に支出した対象経費について、以下の金額を上限として補助する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻に伴う住宅取得費用(住宅新築又は購入費用) ② 婚姻に伴う住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料) ③ 婚姻に伴う住宅リフォーム費用 ④ 婚姻に伴う引越費用 <p>(補助上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象者①に該当する夫婦 <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦ともに29歳以下の場合 60万円 ・上記以外の夫婦 30万円 ② 対象者②に該当する夫婦 30万円から令和4年度の補助金交付決定額を差し引いた額 <p>問合せ： 《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0276-47-5135</p> |
| | <p>第3子以降の学校給食費無料化</p> <p>対象者： 次のすべてに該当するかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒及び保護者が館林市に同一世帯として住民登録されていること ② 市内外の小中学校等(※)に3人以上在籍していること ③ 国、県、市の制度に基づき学校給食費の全額の給付を受けていないこと <p>※市内外の小中学校等とは、学校教育法に定める学校のうち、市内の小中学校及び特別支援学校、市外の小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部)を指します。なお、国公立は問いません。</p> <p>内 容： 小中学校に3人以上子どもがいるご家庭の第3子以降の学校給食費が無料になります</p> <p>問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0276-73-2160</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|-----------|----|----------|----------|----|----------|--------|----|-----------|----------|----|-----------|-------|----|
| 子育て支援 | <p>定住促進通学支援金</p> <p>対象者： 次のすべてに該当するかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支援金支給申請時に市内に居住しているかた ② 支援金支給申請日の属する年度の末日において25歳以下であるかた ③ 学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の学生であり、かつ、東武鉄道株式会社又は東日本旅客鉄道株式会社が運行する列車を利用して東京都等に通学しているかた ④ 支給対象者及び支給対象者が属する世帯員の構成員が館林市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に該当しないかた ⑤ 市税の滞納がないかた <p>内 容： 通学定期券の購入金額補助（1会計年度につき上限2万円）</p> <p>問合せ： 《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>館林市奨学資金</p> <p>対象者： 在学学校長又は出身学校長が適当と認め推薦し、次の条件にすべて該当するかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内に1年以上在住している世帯の子 ② 学校教育法に規定された高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、大学へ進学、在学するかた ③ 学力優秀で品行が正しいかた ④ 経済的な理由により、学資を出すことが困難な世帯の子 <p>内 容： 進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由で高等学校以上の学校へ進学することが困難な方に対し、必要な資金を貸与する。</p> <p>【貸与月額】</p> <table border="0"> <tr> <td>高等学校</td> <td>月額</td> <td>9,000円以内</td> </tr> <tr> <td>専修学校高等課程</td> <td>月額</td> <td>9,000円以内</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>月額</td> <td>17,500円以内</td> </tr> <tr> <td>専修学校専門課程</td> <td>月額</td> <td>39,900円以内</td> </tr> <tr> <td>短大・大学</td> <td>月額</td> <td>39,900円以内</td> </tr> </table> <p>問合せ： 《教育総務課 総括係》 TEL：0276-47-5164</p> | 高等学校 | 月額 | 9,000円以内 | 専修学校高等課程 | 月額 | 9,000円以内 | 高等専門学校 | 月額 | 17,500円以内 | 専修学校専門課程 | 月額 | 39,900円以内 | 短大・大学 | 月額 |
| 高等学校 | 月額 | 9,000円以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 専修学校高等課程 | 月額 | 9,000円以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 高等専門学校 | 月額 | 17,500円以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 専修学校専門課程 | 月額 | 39,900円以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 短大・大学 | 月額 | 39,900円以内 | | | | | | | | | | | | | |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|------|---|
| 住宅支援 | <p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：市営住宅入居希望者 内 容：市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。 問合せ：《群馬県住宅供給公社 館林支所》 TEL：0276-76-7871 《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-47-5156</p> |
| | <p>空き家情報登録制度（空き家バンク）</p> <p>対象者：市内の空き家を購入又は賃借したいかた 内 容：市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供 問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p> |
| | <p>空き家利活用助成金</p> <p>対象者：空き家台帳に登録された空き家を購入若しくは賃借された方（①～③）又は空き家に放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具を処分するかた（④）</p> <p>内 容：① 市内の空き家を空き家バンクへ登録した場合、登録助成金を交付。 （重点エリア内：2万円／重点エリア外1万円） ② 空き家バンクの登録物件を購入する場合、購入助成金を交付。 （転入者：40万円／市内在住者：20万円） ③ 空き家バンクの登録物件を賃借する場合、賃借助成金を交付。 （転入者：家賃月額\times1/2（上限4万円）\times最長12か月分 ／市内在住者：家賃月額\times1/3（上限2万円）\times最長12か月分） ④ 家財道具等を処分する場合、家財道具等処分助成金を交付。</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p> |
| | <p>移住促進まちなか新築住宅取得支援金</p> <p>対象者：次のいずれにも該当するかた ① 重点エリア内の新築住宅を取得したかたで、次のいずれかに該当するかた ア 市外からの転入者であること。 イ 市内の重点エリア外に居住しており、住宅を所有していないこと。 ② 取得した対象住宅の表題登記（建売住宅にあつては、所有権移転登記）が完了しているかた ③ 過去にこの支援金の交付を受けていないかた ④ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ⑤ 市税等の滞納がないかた ⑥ 館林市わくわく地方生活実現支援金の交付を受けていないかた</p> <p>内 容：上記の対象者に30万円を交付 ①夫婦のいずれかが40歳未満の場合5万円上乗せ ②15歳以下の子どもを扶養している場合子ども1人につき5万円上乗せ ③市内業者により住宅を建築した場合5万円上乗せ ※①～③の上乗せにより50万円を超える場合は、上限50万円</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p> |
| | <p>市有地活用移住定住支援金</p> <p>対象者：次のいずれにも該当するかた ① 次のいずれかに該当するかた ア 本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入した日から3年を経過していないかた イ 館林市本社機能誘致移住奨励金の支給を受けたかた ② 本市から市有地を購入し、かつ、当該市有地の登記名義人となったかた ③ 市有地の売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日までに住宅を建築し、かつ、当該住宅の所有権保存登記をしているかた ④ 購入した市有地に定住しているかた ⑤ 購入した市有地以外に市内に住宅の建築が可能な土地を所有していないかた ⑥ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ⑦ 市税等の滞納がないかた</p> <p>内 容：指定地1件につき、土地取得価格の10%（上限50万円）を交付 （市内業者と契約して住宅を建築する場合は10万円を加算）</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|------|--|
| 住宅支援 | <p>①住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住促進リフォーム助成金 ③多世代同居支援助成金</p> <p>対象者：① 市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住しているかた ② 当該年度中に市内の物件を個人住宅用に取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居住するかた ③ 住宅リフォーム資金助成金を利用し、多世代同居したかた</p> <p>内 容：① 市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10% (上限3万円) 助成 ② 市外からの転入者については、工事費の3分の1(上限30万円)を助成 ③ 住宅リフォーム資金助成金に15万円上乗せ支給 ※①～③全て館林市デジタル地域通貨 (ぼんちゃんPay) で補助</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p> |
| | <p>勤労者住宅資金融資</p> <p>対象者：市内に自己居住用の住宅建設 (購入)、又は土地を取得しようとする勤労者</p> <p>内 容：住宅建設、中古住宅購入 (建築後20年以内の建物)、土地購入 (500平方メートル以下で、取得日から3年以内に住宅建設完了のこと) のための資金融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,000万円 ・融資期間：20年以内 ・融資利率：年2.3% <p>問合せ：《市内金融機関又は商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p> |
| | <p>蓄電池設備設置補助金</p> <p>対象者：次の全てを満たすかた</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内に住民登録があるかた ② 市税 (国民健康保険税を含む) を滞納していないかた ③ 補助金の交付年度内に対象機器を新品で設置 (購入) したかた ④ 館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないかた ⑤ 自ら居住する館林市内の住宅に設置し、又は建売住宅供給者等から自ら居住する市内の対象機器付き住宅を購入したかた (定置用蓄電池のみ該当) <p>内 容：① 定置用リチウムイオン蓄電池 (システム要件あり) 蓄電容量1kwh (小数点第2位以下は切捨て) 当たり2万円を乗じた額 (上限10万円) ② ポータブルリチウムイオン蓄電池 (システム要件あり) 購入費用の半額とし、2万円を限度額とする (千円未満切捨て) ※申請は定置用・ポータブルそれぞれ1世帯1回限りです。 ※申請の際に必要な書類があります。 ※補助金は館林市デジタル地域通貨 (ぼんちゃんPay) で交付します。</p> <p>問合せ：《地球環境課 環境政策係》 TEL：0276-47-5124</p> |
| | <p>雨水貯留及び浸透施設設置補助金</p> <p>対象者：市内の専用住宅または併用住宅 (居住部分が1/2以上) にお住まいのかた</p> <p>内 容：200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透柵を新たに3基以上設置した場合に、設置工事費用の1/2を館林市デジタル地域通貨 (ぼんちゃんPay) にて補助 (上限30,000円)</p> <p>問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-47-5125</p> |
| | <p>合併処理浄化槽維持管理費補助金</p> <p>対象者：市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理しているかた ※補助の対象とならないエリアがございます</p> <p>内 容：同一浄化槽に対して1回限り、5人槽：10,000円、7人槽：12,000円、10人槽：14,000円を補助 (申請の際に必要な書類がございます)</p> <p>問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-47-5125</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---------------------|-------------|---------------------|-------------|--------------------|-------------|----------------------|-------------|-------------------------|-------------|----------------|-------------|----------------------|-------------|---------------------|-------------|------------------------------|-------------|-----------------------|-------------|
| 住宅支援 | <p>ごみ減量化器具購入費助成金(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器)</p> <p>対象者：① 市内在住で、市内の店舗で購入したかた ② 市内在住で、指定店で購入したかた</p> <p>内 容：① 生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成 (上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て) ※市内登録店舗で使用できる館林市デジタル地域通貨(ぼんちゃんPay)で交付。 ② 生ごみ処理槽(コンポスト)：容量130ℓ以上のもので、1基当たり3,000円を助成 生ごみ処理容器(EMぼかし容器)：容量14ℓ以上のもので、1基当たり1,000円を助成 ※購入時には印鑑をご持参ください。助成金額を差し引いて販売いたします。</p> <p>【指定店】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)</td> <td>TEL：74-5111</td> </tr> <tr> <td>2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)</td> <td>TEL：72-8111</td> </tr> <tr> <td>3 坂田金物店(本町三丁目2-28)</td> <td>TEL：74-0149</td> </tr> <tr> <td>4 せきいストア(本町一丁目10-12)</td> <td>TEL：72-3358</td> </tr> <tr> <td>5 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)</td> <td>TEL：75-7111</td> </tr> <tr> <td>6 成塚商店(仲町7-15)</td> <td>TEL：74-2323</td> </tr> <tr> <td>7 ビバホーム館林店(高根町743-8)</td> <td>TEL：76-2111</td> </tr> <tr> <td>8 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)</td> <td>TEL：74-6324</td> </tr> <tr> <td>9 コメリハードアンドグリーン館林北店(岡野町67-2)</td> <td>TEL：70-7220</td> </tr> <tr> <td>10 ケーヨーデイツー(楠町3622-4)</td> <td>TEL：80-3130</td> </tr> </table> <p>問合せ：《地球環境課 資源対策係》 TEL：0276-47-5126</p> | 1 邑楽館林農協本所(赤生田町847) | TEL：74-5111 | 2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1) | TEL：72-8111 | 3 坂田金物店(本町三丁目2-28) | TEL：74-0149 | 4 せきいストア(本町一丁目10-12) | TEL：72-3358 | 5 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1) | TEL：75-7111 | 6 成塚商店(仲町7-15) | TEL：74-2323 | 7 ビバホーム館林店(高根町743-8) | TEL：76-2111 | 8 マルタカ金物店(松原一丁目3-7) | TEL：74-6324 | 9 コメリハードアンドグリーン館林北店(岡野町67-2) | TEL：70-7220 | 10 ケーヨーデイツー(楠町3622-4) | TEL：80-3130 |
| 1 邑楽館林農協本所(赤生田町847) | TEL：74-5111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1) | TEL：72-8111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 坂田金物店(本町三丁目2-28) | TEL：74-0149 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 せきいストア(本町一丁目10-12) | TEL：72-3358 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1) | TEL：75-7111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 成塚商店(仲町7-15) | TEL：74-2323 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 ビバホーム館林店(高根町743-8) | TEL：76-2111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 マルタカ金物店(松原一丁目3-7) | TEL：74-6324 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 コメリハードアンドグリーン館林北店(岡野町67-2) | TEL：70-7220 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 ケーヨーデイツー(楠町3622-4) | TEL：80-3130 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-----------|--|
| 農業体験・就農支援 | <p>新規就農支援事業</p> <p>対象者： 市内在住の新規就農者又は農業後継者</p> <p>内 容： 生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品（会計ソフト等）、研修に係る経費、旅費、負担金、教材費等のうち 1年目 対象経費の10分の7以内の額（上限50万円） 2年目 対象経費の10分の5以内の額（上限30万円） 3年目 対象経費の10分の3以内の額（上限20万円）</p> <p>問合せ： 《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-47-5143</p> |
| | <p>市民農園</p> <p>対象者： 市内居住者</p> <p>内 容： 1区画：20㎡程度、利用期間：4月～翌年3月、利用費用：2,000円（年額）、耕作物：永年性作物及び花卉以外</p> <p>問合せ： 《農業委員会事務局 農地係》 TEL：0276-47-5171</p> |
| 就労支援 | <p>移住定住促進通勤支援金</p> <p>対象者： 次の全てを満たすかた ① 次のいずれかに該当する ア 平成30年4月1日（以下、「基準日」という）前から市内に住民登録がある場合：雇用開始日が基準日以降である イ 基準日以降に市内に転入した場合：転入日前1年以上、市外に居住していた ② 雇用開始日又は転入日から6月以内に東武鉄道特急列車又はJR東日本普通列車グリーン車を利用して東京圏に通勤を開始した ③ 賃金が月給で支給され、正規雇用されている ④ 支給申請初年度における年齢が50歳未満である ⑤ 特急券又はグリーン券に係る手当が勤務する会社から支給されていない ⑥ 対象者本人及び世帯構成員に暴力団員がいない ⑦ 本市に3年以上定住する意思がある ⑧ 対象者本人及び世帯構成員に市税の滞納がない</p> <p>内 容： 該当する市民に対し、通勤に特急又はグリーン車の利用に係る費用の2分の1（か月当たり上限1万円）を最大3年間支給※千円未満は切り捨て 要件を満たした日から30日以内に申請が必要</p> <p>問合せ： 《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p> |
| | <p>定住新卒就職者奨励金</p> <p>対象者： 【定住新卒就職者】市内に1年を超えて居住している方で、次の全てを満たすかた ① 日本国籍、特別永住権又は永住権を有している ② 学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に通学し、雇用される年の3月に卒業した新卒者 ③ 雇用開始日において年齢が30歳未満である ④ 雇用開始日から6か月以上継続して同一の市内の事業所に勤務している ⑤ 館林市定住新卒就職者奨励金、館林市UIターン支援奨励金及び館林市障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない ⑥ 市税の滞納がない ⑦ 事業所に雇用される年の3月に学校教育法で定める学校（専修学校含む）を卒業し、市内に1年を超えて住民登録されており、かつ市内事業所に6か月以上継続して勤務した30歳未満 【事業者】次の全てを満たす事業者 ① 対象労働者を6か月以上継続して正規雇用し、賃金を月給で支給している ② 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない ④ 市内に事業所を有する事業者で雇用保険法施行規則の規定により館林公共職業安定所に届出を提出している ⑤ 市税の滞納がない</p> <p>内 容： 対象となる新卒者及び事業者に対し次のとおり奨励金を支給 定住新卒者に3万円 事業者に2万円（同一年度5人まで、障がい者及び特定患者は1人につき5万円加算）</p> <p>問合せ： 《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|------|--|
| 就労支援 | <p>UIターン支援奨励金</p> <p>対象者：【対象労働者】 次の全てを満たすかた ① 雇用開始日が平成29年4月1日以降で、賃金が月給で支給され、6か月以上継続して正規雇用されている50歳未満である ② 本市の住民基本台帳に登載され、雇用開始前後3か月以内に本市に居住し、その後継続して6か月以上居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する（進学等により住所の移動をせずに1年以上市外に居住していた者で、市外に居住していたことを証明できる場合を含む） ③ 雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職した者、再雇用された者又は事業者内の異動により市内事業所に転勤した者でない ④ 労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない ⑤ 勤務場所が市内の事業所である ⑥ UIターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない ⑦ 市税の滞納がない</p> <p>【対象事業者】 次の全てを満たす事業者 ① 対象労働者を雇用する ② 市内に事業所を有し、雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に届出を提出している ③ 館林市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない ⑤ 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備し、保管している ⑥ 市税の滞納がない</p> <p>内 容：対象労働者及び対象事業者に対し次のとおり奨励金を支給 労働者に10万円（館林市デジタル地域通貨（ぼんちゃんPay）での支給） 事業者に5万円 ※18歳以下の者がともに転入した場合には、1人につき5万円（上限10万円）を加算して労働者に支給</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p> |
| その他 | <p>移住コーディネーター</p> <p>対象者：館林市への移住を希望するかた</p> <p>内 容：実際に館林市へ移住をした移住コーディネーターに、移住に関する相談ができます。希望する場合は企画課へご連絡ください。</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5102</p> |
| | <p>お試し移住宿泊支援</p> <p>対象者：次のいずれにも該当するかた ① 移住希望者又は同行者 ② 市又は市が認める関係者と対面による移住面談等を行ったかた ③ 市内を訪問するために、市内宿泊施設に宿泊したかた ④ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ⑤ 同年度内に本支援金の交付を受けていないかた</p> <p>内 容：市内宿泊施設における宿泊料（付帯するサービス等に係る料金は除く）の2泊分の費用の2分の1を交付します。（上限5,000円）</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5102</p> |
| | <p>ペーパードライバー講習受講支援</p> <p>対象者：次のいずれにも該当するかた ① 令和5年4月1日以降に本市に転入し、転入から3年以内に、自動車教習所にてペーパードライバー講習（以下「講習」という。）を受講したかた ② 市税等の滞納がないかた ③ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ④ 過去に本支援金の交付を受けていないかた</p> <p>内 容：ペーパードライバー講習受講料の10分の10を交付します。（上限5,000円）</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5102</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-----|--|
| その他 | <p>創業支援事業</p> <p>対象者： 館林市内で創業を希望されるかた</p> <p>内 容： たてばやし創業応援ネットワークを活用した創業相談 創業塾（基本編・応用編）の受講 創業支援事業補助金（上限200万円）</p> <p>問合せ： 《商工課 商業振興係》 TEL：0276-47-5147</p> |